

二 都市計画事業の  
種類及び名称 立川都市計画下水道事業立川市公共  
下水道

三 事業施行期間 昭和三十一年八月十一日から令和七  
年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第三百二二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一  
項の規定に基づき昭和三十三年建設省告示第千四百八十号  
武蔵野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したの  
で、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の  
規定により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 武蔵野市

二 都市計画事業の  
種類及び名称 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市  
公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から令  
和七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき昭和三十五年建設省告示第三十三号三鷹  
都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同  
条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に  
より、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 三鷹市

二 都市計画事業の  
種類及び名称 三鷹都市計画下水道事業三鷹市公共  
下水道

三 事業施行期間 昭和三十五年一月十二日から令和七  
年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一  
項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百二十三号青  
梅都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、  
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定  
により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 青梅市

二 都市計画事業の  
種類及び名称 青梅都市計画下水道事業青梅市公共  
下水道

三 事業施行期間 昭和四十八年二月一日から令和七年  
三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一  
項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千二十八号  
府中市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、  
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定  
により、次のように告示する。

令和三年三月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 府中市

二 都市計画事業の  
種類及び名称 府中市計画下水道事業府中市公共  
下水道

三 事業施行期間 昭和三十九年十月二十三日から令和  
七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一  
項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百五十八号昭  
島都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、  
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定